

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 22 年 12 月 3 日 号外第 255 号 46 ページ
【法令番号】	平成 22 年 12 月 3 日 政令第 237 号
【管轄省庁】	財務省
【施行期日】	公布の日（平成 22 年 12 月 3 日）から施行
【制定の根拠】	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 2 条第 1 項第 4 号の規定
【法令のあらまし】	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、新しい公共支援事業交付金等を追加することとした。
【改正される法令】	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）